

平成29年度
運行記録計導入促進
助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人奈良県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が、新たに運行記録計（アナログ式）を導入した場合、費用の一部を助成することとし、もって会員の輸送の安全の確保に資することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象事業者は、協会会員で会費の滞納がない事業者とする。

(事業期間)

第3条 本要綱に定める助成事業は、平成29年4月1日から平成30年2月28日までとする。但し、予算額に達し次第、本助成事業は終了する。

(対象装置)

第4条 助成の対象となる運行記録計（アナログ式）は、次の各号の全てにあてはまる装置とする。

- (1) 運行記録計（アナログ式）とは、道路運送車両の保安基準第48条の2の2項「運行記録計の技術基準」に適合した装置。（車検対応型に限る。）
- (2) 会員の保有する奈良県登録の車両総重量7トン以上8トン未満又は最大積載量4トン以上5トン未満の事業用トラックに装着した装置。

(助成金額)

第5条 運行記録計（アナログ式）1台当たりの助成金額は、10,000円とし、1社当たりの助成台数は上限を2台とする。但し、助成額は購入額を限度とする。

(交付申請)

第6条 この助成金の申請は、様式1「運行記録計（アナログ式）導入促進助成金申請書」に必要事項を記入のうえ、協会に申請を行うものとする。

2 前項の申請には、前項の様式1で定める書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第7条 協会は、前条による助成交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定し、会員事業者に交付するものとする。

(導入方法)

第8条 買取り、リース、割賦いずれについても助成対象とする。

(報告の義務)

第9条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

(処分制限)

第10条 会員事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

(助成金の返還)

第11条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

1. この要綱は、平成29年4月1日より適用する。